省　令

○法務省令第二十七号

会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十五日

法務大臣　山下　貴司

会社計算規則の一部を改正する省令

会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（負債の評価） **第六条**　［略］ 2　次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。 一　退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。第七十五条第二項第二号において同じ。）その他の将来の費用又は損失の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主等に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。） ［号の細分を削る。］ ［号の細分を削る。］ ［二・三　略］	（負債の評価） **第六条**　［同上］ 2　次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。 一　次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金（株主等に対して役務を提供する場合において計上すべき引当金を含む。） イ　退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。第七十五条第二項第二号において同じ。） ロ　返品調整引当金（常時、販売するたな卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。） ［二・三　同上］

（繰延税金資産等の表示）

第八十三条　繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

2　［略］

（注記表の区分）

第九十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～十八　略］

十八の二　収益認識に関する注記

十九　［略］

2　［略］

（収益認識に関する注記）

第百十五条の二　収益認識に関する注記は、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

一　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

二　前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

2　前項の規定により個別注記表に注記すべき事項が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（繰延税金資産等の表示）

第八十三条　繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

2　［同上］

（注記表の区分）

第九十八条　注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

［一～十八　同上］

［号を加える。］

十九　［同上］

2　［同上］

［条を加える。］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計帳簿、計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係るもの又は同年十二月三十一日から平成三十一年三月三十日までの間に終了する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。